

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

世羅町長 奥田正和

市町村名 (市町村コード)	世羅町 (462)	
地域名 (地域内農業集落名)	西大田 <small>(蚊の足、後新原、陽谷、新原、城府、龍王、城谷、福田寺、乙丸、頭谷、市陰地、縦市、横市、青水上、青水下、一の谷、上谷、上郷、羽賀、穴山、中郷、下郷、南、良、陰地上、陰地下、東堀越、盛田、建石、政信、富士屋、寺谷、川の上、三上、円城、幸基、八幡、応神、宮ヶ森、前組上、妙見、庄内、宮元、中西、月ヶ平、福德、追分)</small>	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月31日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域の農業は、個人経営では水稻の単作経営が主で、集落法人等では稲麦大豆等の土地利用型作物と野菜の複合経営が行われている。また、集落法人が設立されていない地域では認定農業者等が地域の方々と連携して集落を守っている。それ以外の農業者は、現在の地域で農地を守りながら有害鳥獣対策を行い農地の荒廃防止に努めている。  
地区内の圃場は、過去に圃場整備事業は実施されているものの、圃場区画が小さいうえ、農道の幅員が狭く、また用排水路の分離が十分でないなど、規模拡大や農業機械の大型化などの農業経営の合理化の障害となり生産効率が低い状況である。また、農地の排水性が悪く畑作物である野菜などの高収益作物導入の障壁となっており、ブロックローテーションなどによる計画的かつ大規模な田畑輪換の取り組み推進が難しい状況にある。このような状況を改善するため圃場整備を平成30年度より実施している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

中心となる集落法人においては、水稻栽培中心に規模拡大を行い、特別栽培米の取り組みなど高付加価値化を図る。また園芸品目としてキャベツやスイートコーン・かぼちゃ等を栽培し、高度化品目の面積拡大を目指す。集落法人が設立されていない地域では中心となる担う者に農地を集約し農作業の効率化を図る。新規就農者については、集落法人と地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積することによる効率的な作付け計画をたて、省力化・低コストの生産を推進する。  
高付加価値化については質の高い安心安全な農産物の生産、低コスト化の推進を含め、魅力ある”ものづくり”を持続的な課題とした取り組みを進める。今後も消費者のニーズの把握とそれに対応した高い栽培技術を利用した高付加価値化を行うなど、競争力の強化を目指した取り組みを進める。  
新規就農者の促進については、現在世羅町で実施している世羅産業創造大学における研修生の受入等積極的な取り組みを実施する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	738 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	650 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向の集落法人や認定農業者への集積を進めるとともに、新規就農者への新たな貸付や経営移譲も農地の所有者の意向を踏まえて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手未定の農地は、条件の悪いことが多く機構の活用が難しい場合もあるが、所有者の意向を踏まえた上で、中間管理機構を活用して地域の既存法人や認定農業者、新規就農者等の新たな担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
本地域は、大型機械化実験集落整備事業による(主たる事業:昭和29～昭和37年)面整備が行われているが、区画は20a程度の小区画の農地が主体である。農道は狭小であるため農業機械の大型化が困難であるとともに、用排水路の分離も十分でない地域もあることから、区画整備及び暗渠排水事業を引き続き実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や世羅町担い手育成協議会と連携し、新規就農に向けた研修生の受け入れを行うとともに、農地はもちろんビニールハウス等農業用施設の継承についてもあらかじめその可能性を検討し、新規就農者の積極的な受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当該地域の主要な担い手である7法人により、農業資材の共同仕入れや出資法人から委託された農産物販売、園芸作物の生産を担う広域連携法人が設立されており、当法人を中心とした営農により、地域全体の農地保全に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカなどの被害が拡大しないよう、町補助金等を活用し侵入防止柵の設置を行う。
- ③スマート農業技術などの新しい技術の活用による農業経営の省力化、効率化、安定化を進める。
- ⑦守るべき農地については保全・管理を行うが、条件不利地で今後の営農が困難である場合は地域合意の元、計画的な非農地化も検討する。